

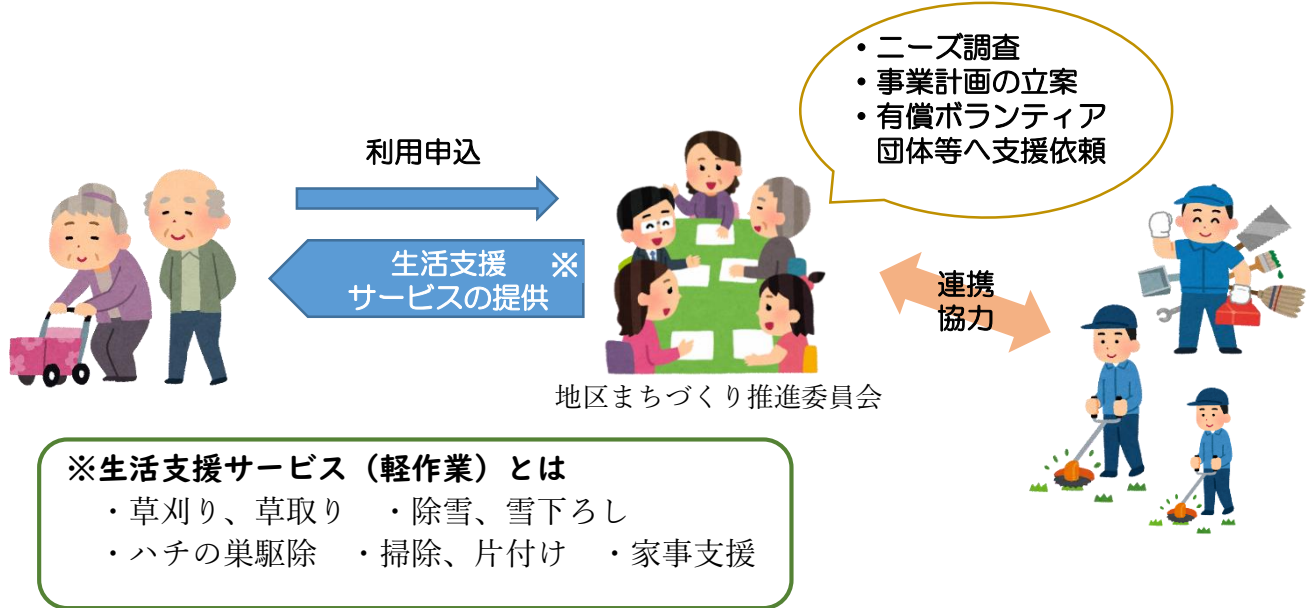
地域支え合い生活支援事業補助金

浜田市地域政策部 まちづくり社会教育課 電話 (0855) 25-9201

事業概要・趣旨

高齢者の生活支援を行おうとする地区まちづくり推進委員会に対し、その事業（生活支援サービスをいう）に要する費用の一部を補助することにより、住民相互の助け合いによる活動の推進を図り、もって中山間地域において安心して住み続けることのできる環境を整備することを目的として実施するものです。

- ① 地区内における共助体制の構築
- ② 住み慣れた地域における高齢者の日常生活の確保
- ③ ボランティア団体の設立促進
- ④ ボランティア団体の育成及び活動支援



※生活支援サービス（軽作業）とは

- ・草刈り、草取り
- ・除雪、雪下ろし
- ・ハチの巣駆除
- ・掃除、片付け
- ・家事支援

補助対象者

地区まちづくり推進委員会（申請が地区まちづくり推進委員会であれば、一部の町内や集落のみを対象とした事業も対象になります。）

補助対象事業

地区まちづくり推進委員会が提供する「生活支援サービス」の事業で次の要件を満たすもの

- ① 高齢者(70歳以上)のみの世帯からの依頼に基づき実施するものであること。
- ② 地区まちづくり推進委員会、ボランティア団体、シルバー人材センター等が実施するものであること。
- ③ 依頼者が居住する地区まちづくり推進委員会のエリア内で実施する作業であること。

補助対象経費

- ① 生活支援サービスの提供に要した経費から利用者負担額又は利用者負担基準額[※]に利用時間を乗じて得た額のいずれか多い額を差し引いた額
※利用者負担基準額：1,000円/作業員1人当たり1時間
- ② 生活支援サービスに必要な消耗品(草刈機チップソー、混合油、除雪スコップ、殺虫剤など)

地域支え合い生活支援事業を開始するまでの流れ

(1) 地域ニーズの把握

- ・軽作業に困っている高齢者等が何人くらいいるのか、生活支援が必要なサービスは何か、今の環境整備方法や頻度等について、アンケートやヒアリングを通して把握しましょう。

(2) 事業計画の立案

- ・地域ニーズを踏まえて事業計画を立案してみましょう。
【検討項目】 ・頻度、実施日時 ・作業内容 ・予約方法 ・保険の加入
・利用者負担額 ・事業者の選定 ・現場確認者の有無 など
- (注) 事業運用について知りたい場合は、まちづくり社会教育課へご相談ください。

(3) ボランティア団体等との連携

- ・生活支援サービスを依頼する市内の有償ボランティア団体やシルバー人材センター等と事業計画や作業料金、利用者からの利用料の徴収方法などについて協議し、合意を得ましょう。(協定は書面で)

(4) 事業実施の決定

- ・総会や役員会等において、組織として事業実施の意思決定をしましょう。
- ・事業計画に加えて予算についても説明し、地域全体で課題や事業内容を共有しましょう。

(5) 補助金の申請

- ・事業開始の7日前までに補助金交付申請書をまちづくり社会教育課へ提出してください。
- ・補助金交付決定日よりも前に実施した「生活支援サービス等」の経費は、補助金の対象になりませんので、ご注意ください。

(6) 高齢者等への周知

- ・事業計画や予約方法について記載したチラシを配布するなどして周知を行いましょう。
- ・サロン会場での説明や戸別訪問など、丁寧かつ分かりやすい周知に努めましょう。

(7) 事業開始

- ・最初のうちは現場確認者を配置することとし、不測の事態への対応や利用者の不安軽減に努めてください。
- ・補助金の実績報告に必要な情報(事業日、利用者数など)を記録するとともに、領収書等の書類を整理・保存しておきましょう。
- ・利用者からの意見等を踏まえて適宜事業計画の見直しを行いましょう。

Q&A

利用者の利用料は、いくらに設定したらよいですか。

特に決まりはありませんが、市が設定する基準額(1時間当たり1,000円)よりも安価に設定すると、100%補助金で賄えませんのでご注意ください。(不足額にまちづくり総合交付金などを充当することは可能)